

# 月報私学

2026

2

VOL.338



小松幼稚園は、山形県南部の四季折々の自然に恵まれた川西町にあります。木の温もりが感じられる新園舎と児童センターの2棟を整備し、屋内外ともに充実した環境でこどもたちがのびのびと過ごせる園づくりを進めています。完全給食の実施と保健室には養護教諭を配置。また、学童保育を併設しています。こうした取り組みが評価され、近年は毎年、定員を上回る入園希望があります。

写真提供 学校法人天笠学園 認定こども園小松幼稚園（山形県東置賜郡川西町）

## CONTENTS

● 令和7(2025)年度 私立高等学校入学志願動向	2
● 大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和6年度決算集計》	4
● 令和7年度 私学リーダーズセミナーの報告	7
● 私学事業団 融資にかかるQ&A	8
● 子ども・子育て支援金制度にかかる掛金の徴収(令和8年4月分掛金等から)	9
● 資格取得・資格喪失報告書等の事前受付	10
● 私学共済制度の加入者資格 Q&A／学校の設置・変更等をしたときの手続き	11
● 任意継続加入者制度のご案内	12
● 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

# 令和7(2025)年度 私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、今年度実施した「令和7年度学校法人基礎調査」のデータを基に、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。

力いただいた学校法人の皆様に厚く御礼を申し上げます。集計結果は本事業団ホームページで公表しています。

ここでは、6年度と7年度の志願倍率や入学定員充足率などの概況、男女校種別の動向、規模別の動向、直近10年の入学定員充足状況について説明します。なお、本集計では、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

詳しく述べては、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内▼経営支援・情報提供▼私立高等学校入学志願動向」をご覧ください。

## ●私立高等学校の概況（表1）

7年度の集計学校数は1289校で、前年度から4校減少しました。入学定員は40万1526人で、2654人減少し、志願者数は1万8209人、受験者数は1万6460人、それぞれ減少しましたが、入学者数は1012人の増加となりました。

表1 私立高等学校の概況

区分	6年度	7年度	増減
集計学校数(校)	1,293	1,289	△4
入学定員(人)	404,180	401,526	△2,654 (△0.7%)
志願者数(人)	1,036,189	1,017,980	△18,209 (△1.8%)
受験者数(人)	1,008,724	992,264	△16,460 (△1.6%)
合格者数(人)	920,322	904,741	△15,581 (△1.7%)
入学者数(人)	336,545	337,557	1,012 (0.3%)
志願倍率 <sup>*1</sup> (倍)	2.56	2.54	△0.02ポイント
合格率 <sup>*2</sup> (%)	91.24	91.18	△0.06ポイント
歩留率 <sup>*3</sup> (%)	36.57	37.31	0.74ポイント
入学定員充足率 <sup>*4</sup> (%)	83.27	84.07	0.80ポイント

\*1 志願倍率(志願者数÷入学定員) \*2 合格率(合格者数÷受験者数)

\*3 歩留率(入学者数÷合格者数) \*4 入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

表2 男女校種別の動向

男女校種	年度	集計学校数	入学定員A	志願者数B	受験者数C	合格者数D	入学者数E	志願倍率B/A	合格率D/C	歩留率E/D	入学定員充足率E/A
男子校	H28	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	1.85	84.40	55.53	84.70
	29	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	1.83	85.33	55.93	85.32
	30	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	1.78	83.72	56.22	81.41
	R元	88	29,213	51,731	50,276	42,573	24,337	1.77	84.68	57.17	83.31
	2	85	27,778	48,518	46,654	39,751	22,804	1.75	85.20	57.37	82.09
	3	83	26,678	45,127	43,850	37,221	22,154	1.69	84.88	59.52	83.04
	4	81	26,108	43,434	41,920	35,389	21,781	1.66	84.42	61.55	83.43
	5	80	25,828	42,757	41,459	34,867	21,749	1.66	84.10	62.38	84.21
女子校	6	78	24,943	41,301	39,963	33,500	21,355	1.66	83.83	63.75	85.62
	7	77	24,131	39,495	38,145	31,571	20,561	1.64	82.77	65.13	85.21
	H28	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	1.32	96.43	52.35	65.65
	29	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	1.30	96.22	53.96	64.87
	30	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	1.24	96.56	54.11	63.63
	R元	255	65,999	80,231	78,998	76,050	42,484	1.22	96.27	55.86	64.37
	2	251	64,524	77,178	74,509	71,456	41,118	1.20	95.90	57.54	63.73
	3	246	62,860	72,070	70,699	68,190	40,084	1.15	96.45	58.78	63.77
共学校	4	242	60,830	68,857	67,564	64,991	39,238	1.13	96.19	60.37	64.50
	5	235	59,760	64,883	63,654	61,969	38,198	1.09	97.35	61.64	63.92
	6	231	58,698	61,370	60,308	58,817	36,690	1.05	97.53	62.38	62.51
	7	226	57,373	58,768	57,856	56,366	35,971	1.02	97.42	63.82	62.70
	H28	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	3.29	91.54	30.29	89.61
	29	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	3.27	91.90	30.24	89.04
	30	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	3.22	92.30	30.57	89.15
	R元	953	313,210	984,856	964,696	887,462	274,721	3.14	91.99	30.96	87.71
	2	960	316,088	972,335	952,507	871,443	278,165	3.08	91.49	31.92	88.00
	3	965	317,201	938,480	918,169	848,519	276,280	2.96	92.41	32.56	87.10
	4	968	317,408	957,703	935,221	858,107	287,437	3.02	91.75	33.50	90.56
	5	978	318,996	953,380	929,618	847,450	285,091	2.99	91.16	33.64	89.37
	6	984	320,539	933,518	908,453	828,005	278,500	2.91	91.14	33.64	86.88
	7	986	320,022	919,717	896,263	816,804	281,025	2.87	91.13	34.41	87.81

なりました。

## ●男女校種別の動向（表2）

7年度の志願倍率が最も高いのは共学校で、以下、男子校、女子校となっています。合格率は女子校、共学校、これら順序は平成28年度以降変わつていません。

男子校の順、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となつてあります。合格率は女子校、共学校、これら順序は平成28年度以降変わつていません。

上昇傾向にあります。

集計学校数を平成28年度と比較すると、男子校が15校、女子校が41校減少したのに対し、共学校は56校増加しています。

また、歩留率は男子校及び女子校はましたが、4年度以降は60%台以上と上昇傾向にあります。

令和3年度まで50%台後半が続いているが、4年度以降は60%台以上と上昇傾向にあります。

集計学校数を平成28年度と比較すると、男子校が15校、女子校が41校減少したのに対し、共学校は56校増加しています。

また、歩留率は男子校及び女子校はましたが、4年度以降は60%台以上と上昇傾向にあります。

表3 規模別の動向

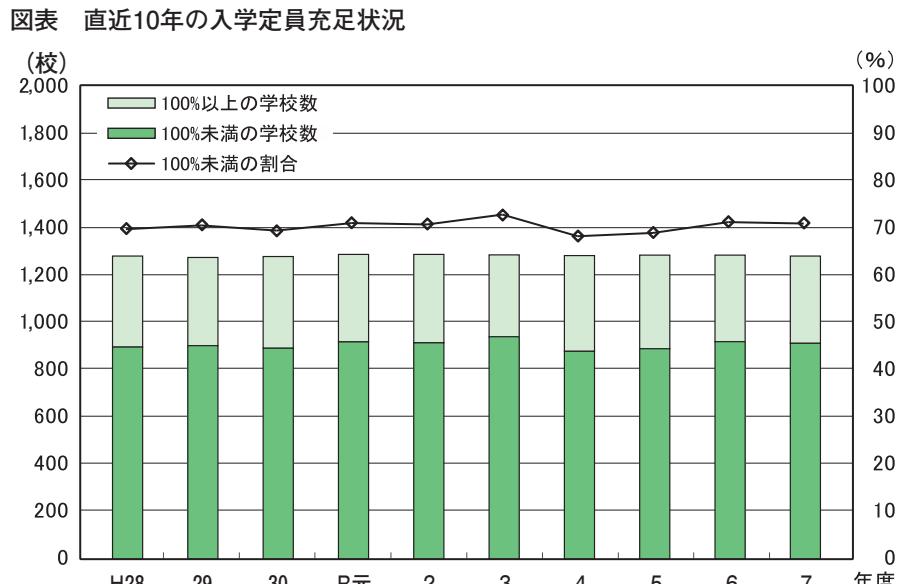
入学定員区分	年度	集計学校数	入学定員A	志願者数B	受験者数C	合格者数D	入学者数E	志願倍率B/A	合格率D/C	歩留率E/D	入学定員充足率E/A
100人未満	R6	校66	人4,171	人5,474	人5,402	人4,722	人2,968	倍1.31	%87.41	%62.85	%71.16
	7	66	4,251	5,774	5,680	5,061	2,994	1.36	89.10	59.16	70.43
	増減	0	80	300	278	339	26	0.05	1.69	△3.69	△0.73
100人以上200人未満	R6	229	34,283	57,024	55,850	52,542	27,111	1.66	94.08	51.60	79.08
	7	231	34,518	56,355	55,137	52,045	27,384	1.63	94.39	52.62	79.33
	増減	2	235	△669	△713	△497	273	△0.03	0.31	1.02	0.25
200人以上300人未満	R6	373	90,025	220,096	213,752	197,019	76,039	2.44	92.17	38.59	84.46
	7	372	89,728	216,363	210,496	194,983	75,912	2.41	92.63	38.93	84.60
	増減	△1	△297	△3,733	△3,256	△2,036	△127	△0.03	0.46	0.34	0.14
300人以上400人未満	R6	274	92,235	247,539	239,857	217,225	82,636	2.68	90.56	38.04	89.59
	7	271	90,993	243,339	236,080	213,431	82,446	2.67	90.41	38.63	90.61
	増減	△3	△1,242	△4,200	△3,777	△3,794	△190	△0.01	△0.15	0.59	1.02
400人以上500人未満	R6	180	77,787	209,057	203,954	180,927	64,471	2.69	88.71	35.63	82.88
	7	182	78,637	212,799	207,981	185,880	67,360	2.71	89.37	36.24	85.66
	増減	2	850	3,742	4,027	4,953	2,889	0.02	0.66	0.61	2.78
500人以上600人未満	R6	93	49,713	130,661	127,144	118,411	38,916	2.63	93.13	32.87	78.28
	7	89	47,593	119,076	116,460	108,637	36,990	2.50	93.28	34.05	77.72
	増減	△4	△2,120	△11,585	△10,684	△9,774	△1,926	△0.13	0.15	1.18	△0.56
600人以上800人未満	R6	65	42,786	125,959	122,947	112,866	34,261	2.94	91.80	30.36	80.08
	7	65	42,786	122,689	119,597	107,512	33,496	2.87	89.90	31.16	78.29
	増減	0	0	△3,270	△3,350	△5,354	△765	△0.07	△1.90	0.80	△1.79
800人以上1,000人未満	R6	10	8,520	23,503	23,173	21,259	7,082	2.76	91.74	33.31	83.12
	7	10	8,520	24,990	24,657	22,395	7,713	2.93	90.83	34.44	90.53
	増減	0	0	1,487	1,484	1,136	631	0.17	△0.91	1.13	7.41
1,000人以上	R6	3	4,660	16,876	16,645	15,351	3,061	3.62	92.23	19.94	65.69
	7	3	4,500	16,595	16,176	14,797	3,262	3.69	91.48	22.05	72.49
	増減	0	△160	△281	△469	△554	201	0.07	△0.75	2.11	6.80
合計	R6	1,293	404,180	1,036,189	1,008,724	920,322	336,545	2.56	91.24	36.57	83.27
	7	1,289	401,526	1,017,980	992,264	904,741	337,557	2.54	91.18	37.31	84.07
	増減	△4	△2,654	△18,209	△16,460	△15,581	1,012	△0.02	△0.06	0.74	0.80

注 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

平成28年度の入学定員充足率100%未満の学校数は902校で、全体の70%でした。その後、100%未満の学校数は増減を繰り返し、7年度は前年度より7校減少し、918校となりました。また、全体に占める割合は0・3ポイント下降し、71・2%となりました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
Eメール portrait@shigakugo.jp  
電話 03(3230)78052・78053

●直近10年の入学定員充足状況（図表）



年度	H28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7
100%以上の学校数(校)	387	375	390	372	376	348	407	398	368	371
100%未満の学校数(校)	902	908	897	924	920	946	884	895	925	918
合計	1,289	1,283	1,287	1,296	1,296	1,294	1,291	1,293	1,293	1,289
100%未満の割合(%)	70.0	70.8	69.7	71.3	71.0	73.1	68.5	69.2	71.5	71.2

### ○規模別の動向（表3）

規模別で志願倍率が最も高いのは、入学定員が1,000人以上の区分で、600人以上800人未満となつてます。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の

区分で、以下、800人以上1,000人未満、400人以上500人未満の学校となつています。志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

## 大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和6年度決算集計》

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、今年度実施した「令和7年度学校法人基礎調査」を基に6年度決算データを集計し、7年度版の「今日の私学財政（大学・短期大学編）」と「今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）」としてとりまとめ、当該部門を設置する学校法人にCD-ROMを送付しました。

毎年、「学校法人基礎調査」にご協力いただいている学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。集計結果に基づき、大学・短期大学・高等学校の財務状況について概略を説明します。

### 法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた

基本金組入前当年度収支差額比率が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスである場合は、当該年度の事業活動収入で事業活動支出を

賄うことになります。その要因が臨時の場合は別として、そのような状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障をきたす可能性もあります。

#### ●大学法人

6年度の基本金組入前当年度収支差額は5年度から減少し、事業活動収支差額比率は5年度の3・8%から3・1%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの法人は567法人のうち293法人で、その割合は51・7%となり、5年度の44・8%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人は62法人で、5年度の41法人から増加しています。

#### ●短期大学法人

6年度の基本金組入前当年度収支差額は5年度から増加し、事業活動収支差額比率は5年度のマイナス5・6%からマイナス4・7%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの法人は90法人のうち64法人で、その割合は71・1%となり、5年度の62・4%か

表1 事業活動収支差額比率及び、同比率がマイナスの法人の割合（法人種別）

#### 【大学法人】

年度	集計 法人数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
						法人数	割合 (%)
令和2	560	6,913,576	6,531,082	382,493	5.5	194	34.6
3	562	7,179,530	6,662,286	517,244	7.2	167	29.7
4	564	7,251,863	6,885,853	366,010	5.0	217	38.5
5	562	7,323,112	7,041,266	281,846	3.8	252	44.8
6	567	7,440,445	7,207,133	233,312	3.1	293	51.7
						62	10.9

#### 【短期大学法人】

年度	集計 法人数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
						法人数	割合 (%)
令和2	97	143,630	144,401	△771	△0.5	52	53.6
3	96	143,489	144,116	△627	△0.4	60	62.5
4	95	141,845	144,657	△2,812	△2.0	56	58.9
5	93	143,027	151,016	△7,988	△5.6	58	62.4
6	90	131,421	137,575	△6,153	△4.7	64	71.1
						27	30.0

#### 【高等学校法人】

年度	集計 法人数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
						法人数	割合 (%)
令和2	667	830,037	801,167	28,870	3.5	260	39.0
3	665	838,371	819,134	19,237	2.3	290	43.6
4	669	869,162	847,718	21,443	2.5	320	47.8
5	669	888,576	867,137	21,438	2.4	341	51.0
6	676	920,761	890,253	30,508	3.3	340	50.3
						39	5.8

注1 大学法人…大学を設置している学校法人

注2 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人

注3 高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人

注4 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

6年度の基本金組入前当年度収支差額は5年度から増加し、事業活動収支差額比率は5年度の2・4%から3・3%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は676法人のうち340法人で、その割合は50・3%となり、5年度の51・0%から下降しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は39法人で、5年度の43法人から減少しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は613校のうち305校で、その割合は49・8%となり、5年度の41・0%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、5年度の91校から107校に増加しています。

6年度の基本金組入前当年度収支差額は5年度から減少し、事業活動収支差額比率は5年度のマイナス17・1%からマイナス25・3%に下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は276校のうち242校で、その割合は87・7%となり、5年度の80・8%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の学校数は、5年度の160校から171校に増加しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は1289校のうち639校で、その割合は49・6%となり、5年度の48・9%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、5年度の141校から変化していません。

6年度の基本金組入前当年度収支差額は5年度のマイナス3%から3%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は676法人のうち340法人で、その割合は50・3%となり、5年度の51・0%から下降しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は39法人で、5年度の43法人から減少しています。

6年度の基本金組入前当年度収支差額比率は5年度のマイナス17・1%からマイナス25・3%に下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は276校のうち242校で、その割合は87・7%となり、5年度の80・8%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の学校数は、5年度の160校から171校に増加しています。

6年度の基本金組入前当年度収支差額比率は5年度のマイナス17・1%からマイナス25・3%に下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は276校のうち242校で、その割合は87・7%となり、5年度の80・8%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の学校数は、5年度の160校から171校に増加しています。

運用資産と要積立額（表3）									
年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A)		事業活動支出計 (B)		基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
		百万円	百万円	百万円	百万円			学校数	割合 (%)
令和2	608	3,600,163	3,458,322	141,841	3.9	191	31.4	70	11.5
3	611	3,627,217	3,479,962	147,255	4.1	200	32.7	64	10.5
4	612	3,692,116	3,585,800	106,317	2.9	221	36.1	67	10.9
5	607	3,744,865	3,643,592	101,273	2.7	249	41.0	91	15.0
6	613	3,780,015	3,715,429	64,585	1.7	305	49.8	107	17.5

表2 事業活動収支差額比率及び、同比率がマイナスの学校の割合（学校種別）

## 【大学】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A)		事業活動支出計 (B)		基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
		百万円	百万円	百万円	百万円			学校数	割合 (%)
令和2	608	3,600,163	3,458,322	141,841	3.9	191	31.4	70	11.5
3	611	3,627,217	3,479,962	147,255	4.1	200	32.7	64	10.5
4	612	3,692,116	3,585,800	106,317	2.9	221	36.1	67	10.9
5	607	3,744,865	3,643,592	101,273	2.7	249	41.0	91	15.0
6	613	3,780,015	3,715,429	64,585	1.7	305	49.8	107	17.5

## 【短期大学】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A)		事業活動支出計 (B)		基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
		百万円	百万円	百万円	百万円			学校数	割合 (%)
令和2	298	155,151	167,039	△11,888	△7.7	206	69.1	95	31.9
3	292	148,111	161,048	△12,937	△8.7	211	72.3	103	35.3
4	286	135,924	155,529	△19,605	△14.4	226	79.0	136	47.6
5	281	128,210	150,174	△21,964	△17.1	227	80.8	160	56.9
6	276	115,970	145,274	△29,304	△25.3	242	87.7	171	62.0

## 【高等学校】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A)		事業活動支出計 (B)		基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)	
		百万円	百万円	百万円	百万円			学校数	割合 (%)
令和2	1,287	1,106,697	1,066,422	40,275	3.6	542	42.1	114	8.9
3	1,285	1,105,633	1,082,254	23,379	2.1	576	44.8	131	10.2
4	1,288	1,135,701	1,115,038	20,663	1.8	616	47.8	140	10.9
5	1,281	1,144,993	1,123,715	21,278	1.9	626	48.9	141	11.0
6	1,289	1,162,339	1,148,315	14,024	1.2	639	49.6	141	10.9

注1 大学…私立学校振興助成法施行規則第3条及び第4条の規定による会計単位としての大学部門

注2 短期大学…私立学校振興助成法施行規則第3条及び第4条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門

注3 高等学校…私立学校振興助成法施行規則第3条及び第4条の規定による会計単位としての高等学校部門

注4 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

を十分に保有していることが望ましいと考えられます。しかし、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状況があると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できなくなる、運用資産の一部を取り崩して支払いに充てることになるなど、本来保有しておくべき金額に不足が生じてしまいます。

### ○大学法人

6年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加のほうが大きいため、5年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は5年度の71・9%から71・0%へ下降しています。

### ○短期大学法人

6年度は運用資産、要積立額とともに減少しましたが、運用資産より要積立額の減少のほうが小さいため、5年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は5年度の64・9%から61・9%へ下降しています。

### ○高等学校法人

6年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加の方が大きいため、5年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は5年度の61・5%から60・3%へ下降しています。

表3 運用資産と要積立額

## 【大学法人】

年度	集計 法人数	運用資産 (A) 億円	要積立額 (B) 億円	要積立額 内訳			積立不足額 (B-A) 億円	積立率 (A/B) %
				減価償却累計額 (有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円	
令和2	560	110,379	153,271	115,346	7,439	17,180	13,306	42,892
3	562	115,465	157,890	119,095	7,735	17,726	13,334	42,425
4	564	119,115	162,272	123,146	7,846	17,988	13,293	43,157
5	562	119,911	166,808	126,823	8,007	18,624	13,355	46,898
6	567	121,756	171,418	130,842	7,979	19,221	13,376	49,662

## 【短期大学法人】

年度	集計 法人数	運用資産 (A) 億円	要積立額 (B) 億円	要積立額 内訳			積立不足額 (B-A) 億円	積立率 (A/B) %
				減価償却累計額 (有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円	
令和2	97	2,988	4,222	3,517	225	305	175	1,235
3	96	2,976	4,377	3,641	234	330	172	1,401
4	95	2,948	4,385	3,650	242	334	159	1,437
5	93	2,830	4,361	3,659	214	334	154	1,531
6	90	2,683	4,331	3,696	205	287	144	1,648

## 【高等学校法人】

年度	集計 法人数	運用資産 (A) 億円	要積立額 (B) 億円	要積立額 内訳			積立不足額 (B-A) 億円	積立率 (A/B) %
				減価償却累計額 (有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円		
令和2	667	12,034	18,818	17,326	671	344	477	6,784
3	665	12,314	19,491	18,034	637	346	474	7,177
4	669	12,575	20,255	18,829	634	316	476	7,681
5	669	12,781	20,794	19,348	649	331	466	8,013
6	676	13,202	21,880	20,413	663	343	461	8,679

注1 大学法人…大学を設置している学校法人

注2 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人

注3 高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人

注4 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

注5 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金の合計額である。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
 私学経営情報センター 私学情報室  
 ☎ 03(3230)7846～7848  
 Eメール center@shigaku.go.jp

## まとめ

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。基本金組入前当年度収支差額のマイナス分を補うために運用資産を取り崩す状況が続くと、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながる恐れがあります。減価償却累計額（有形固定資産）が年々増加しており、施設・設備等の更新計画を策定するうえで、積み立て不足額の増加は懸念材料です。過去から蓄積した運用資産は、厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学基金の創設等を盛り込んだ中長期計画を策定し、その計画に基づいた運用計画を策定し、その計画に基づいた運用を行なうことが重要です。学校法人においては、教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して学校経営を行うための参考として、これらの集計結果をご活用ください。



東京会場 松田講師による講演の様子

## 令和7年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

急速な少子化をはじめとした私立学校を取り巻く諸情勢は急激に変化してきおり、学校法人は私学行政の動向を把握しつつ、健全かつ効率的な学校運営を行うことが必要です。また、国では資産運用立国の実現を掲げていますが、学校法人の資産運用については責任ある意思決定と執行管理体制が求められています。私学行政の変化を見据えた学校運営及び資産運用について理解を深めることを目的として、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校のいづれかを設置する学校法人の理事長・理事の方を対象に、「私学リーダーズセミナー」を開催しました。

今回のセミナーでは、私学事業団職員及び理事長、専門家による講演を行いました。まず、本事業団私学経営情報センター長 家坂友幸から「私立大學等の現状について」と題し、私立大学等の入学定員の充足状況や財務状況について講演がありました。

続いて、本事業団理事長 福原紀彦から「私学行政の変化と健全かつ効率的な学校運営」と題し、私学行政の現在の動向や今後の私学の連携について講演がありました。

次に、株式会社IBJ 代表取締役の松田裕視氏から「『わが国の大学の資産運用』の現在地を検証する」と題して、大学の資産運用の現状や今後取り組るべき課題について講演がありました。

最後に、東京会場では株式会社IBJ 執行役員の滝谷正史氏、大阪会場では株式会社IBJ 監査役の清水至

氏から、資産運用の活用について事例を踏まえながら講演がありました。

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- （福原理事長の講演について）これから必ず訪れる少子化の本格化に向けて学校法人としてどのような取り組みが必要か、生き残りのためのさまざまな方策と教職員一人一人の意識改革が必要と改めて感じた。
- （松田講師の講演について）今後、運用体制再構築を検討するうえで大変参考になった。ただ、現実的には長期的に資産運用の専門チームを学内で育てる必要性もあわせて認識した。

（滝谷講師の講演について）新たな運用先としてオルタナティブ投資に目を向けることも必要と思ったが、同時に商品内容を理解して運用のできるスタッフの育成も課題だと思った。



大阪会場 清水講師による講演の様子

開催日・場所：令和7年11月25日（火）東京ガーデンパレス  
令和7年12月17日（水）大阪ガーデンパレス

時間	内 容 等
13:00～	講演①「私立大学等の現状について」 私学事業団 私学経営情報センター長 家坂 友幸
13:35～	開会挨拶 講演②「私学行政の変化と健全かつ効率的な学校運営」 私学事業団 理事長 福原 紀彦
14:50～	講演③「『わが国の大学の資産運用』の現在地を検証する」 株式会社IBJ 代表取締役 松田 裕視氏
15:40～	【東京会場】 講演④「オルタナティブ投資の特性と大学の資産運用における活用事例」 株式会社IBJ 執行役員 滝谷 正史氏 【大阪会場】 講演④「私立大学の財務状況と課題」 株式会社IBJ 監査役 清水 至氏
16:20～	閉会挨拶（私学事業団 理事 吉田 秀樹）・名刺交換会

本事業団では、私学の改革の一助となるよう、来年度においても私学リーダーズセミナーなど、さまざまなお取り組みを実施していく予定です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
電話 03(3230)7849・7850  
Eメール center@shigaku.go.jp

## 助成業務

## 私立学校 融資にかかるQ&amp;A

融資部 融資課

## 資金交付までの手続き

## 登録免許税

私立学校の施設整備事業等を対象とする私学事業団の融資制度について、Q&A形式でご紹介します。

## 融資審査

Q3 融資審査はどのように行われますか。

A3 次の①から④を総合的に検討し、融資を決定します。

- ①事業の適切性
- ②資金計画の妥当性
- ③償還の確実性
- ④担保物件・連帯保証人の妥当性

## 融資対象事業

Q1 どのような事業を行うときに事業団の融資を受けることができますか。

A1 校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所・大学病院などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業、災害により被害を受けた建物等を復旧する事業など、私立学校教育の振興のために必要な事業に対しても幅広く融資を行っています。

## 担保物件

Q4 担保物件は必要ですか。

A4 必要です。土地及びその土地の上に存在している建物を担保として提供していただきます。

## 融資金利

Q7 返済期間について教えてください。

A7 返済期間は20年の範囲内（条件により30年も可）で、学校法人等の希望により決めることができます。

Q8 金利はどのように決まりますか。

A8 契約月の金利を適用し、返済完了まで変わらない固定金利です。

本事業団では毎月1日に金利を見直しており、借り入れの申し込みをいただいてから融資の契約までの間に金利が変更となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

適用金利は返済期間等により異なります。

## 融資額

Q2 融資額に上限はありますか。

A2 次の①から③の査定を行い、最も低い金額を上限として審査によって融資額を決定します。

- ①事業費による査定
- ②法人の資産による査定
- ③担保物件による査定

Q5 連帯保証人は必要ですか。

A5 学校法人等の理事長を含め、1名以上の連帯保証人が必要となる場合があります。

なお、最新の金利は私学事業団ホームページでご確認ください。

Eメール yushi@shigaku.go.jp

融資ガイド  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_guide.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_guide.htm)



Q9 融資の契約にあたり、抵当権設定登記を行った際に、登録免許税がかかると聞きましたが、事業団の融資でも必要ですか。

A9 登録免許税とは、登記を申請する際に納める税金のことであり、借入額に1000分の4を乗じた額となります。

本事業団の融資では、登録免許税は非課税の扱いとなります。

例えば、融資額5000万円であれば、本来20万円となる登録免許税が非課税の扱いとなります。

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

- ①借入申込書等の提出
- ②融資審査
- ③融資契約関係書類の提出
- ④融資契約の締結及び資金交付

Q6 借り入れの申し込みをしてから資金交付までは、おおむね3か月程度を要します。

令和 8年 4月分

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額
円

掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳

掛金等区分	
短期(福祉)掛金1	報酬 賞与
短期(福祉)掛金2	報酬 賞与
	計

「子ども・子育て支援金分掛金」  
を含めて通知します。

子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分は、  
学校法人等及び加入者で折半負担するこ  
とになります。支援金分掛金額（加入  
者負担分）の計算方法は以下を参考し  
てください。

（3月発送予定）

子ども・子育て支援金分掛金額は、  
「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付  
通知額内訳」において、「短期（福祉）  
掛金1」及び「短期（福祉）掛金2」  
に含めて通知します。

● 支援金分掛金額の通知

（例）標準報酬月額 126,000 円 × 0.23% ÷ 2 = 144.9 → 145 円

※ 加入者の報酬や賞与から掛け金を控除する場合

（例）標準報酬月額 126,000 円 × 9.251% ÷ 2 = 5,828.13 → 5,828 円  
5,828 円 - 145 円 = 5,683 円

注 標準報酬月額 × 掛金率 9.021%（短期給付分 8.771% と福祉事業分 0.250% の合算）÷ 2 とは、端数処理により  
金額が一致しないことがあります。

# 子ども・子育て支援金制度にかかる 掛金の徴収

## （令和8年4月分掛金等から）

業務部 掛金課

子ども・子育て支援金制度にかかる

掛金の徴収については、本誌7月号及び「子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収について」（7年7月14日付け、私事總第1077号）等でお知らせしていますが、今回は、子ども・子育て支援金分掛金額にかかる計算方法、通知の方法についてお知らせします。

なお、8年度の掛金率については、8年1月調定掛金等納付通知書（2月12日発送）に同封する通知文「令和8年度の掛金等の率について」及び本誌3月号でお知らせする予定です。

子ども・子育て支援金分掛金は、学校法人等及び加入者で折半負担することになります。支援金分掛金額（加入者負担分）の計算方法は以下を参考してください。

### ● 支援金分掛金の負担

50銭以下の場合  
切り捨て  
50銭を超える場合  
切り上げ ※

### 短期（福祉）掛金額（加入者負担分）の計算方法

(掛金率は子ども・子育て支援金分 0.23%、短期給付分 8.771%、福祉事業分 0.250% と仮定)

① 子ども・子育て支援金分掛金額（加入者負担分） … A

$$\text{標準報酬月額} \times \text{子ども・子育て支援金分掛金率}$$

$$\div 2 = A \leftarrow$$

$$(\text{例}) \text{ 標準報酬月額 } 126,000 \text{ 円} \times 0.23\% \div 2 = 144.9 \rightarrow 145 \text{ 円}$$

50銭以下の場合  
切り捨て  
50銭を超える場合  
切り上げ ※

② 子ども・子育て支援金分掛金額を除いた短期（福祉）掛金額（加入者負担分） … C

$$\text{標準報酬月額} \times \text{短期（福祉）掛金1の率}$$

$$\div 2 = B \leftarrow$$

$$B - A = C$$

$$(\text{例}) \text{ 標準報酬月額 } 126,000 \text{ 円} \times 9.251\% \div 2 = 5,828.13 \rightarrow 5,828 \text{ 円}$$

$$5,828 \text{ 円} - 145 \text{ 円} = 5,683 \text{ 円}$$

注 標準報酬月額 × 掛金率 9.021%（短期給付分 8.771% と福祉事業分 0.250% の合算）÷ 2 とは、端数処理により  
金額が一致しないことがあります。

## 資格取得・資格喪失報告書等の事前受付 令和8年3月2日（月）受付開始

業務部 資格課

私学事業団では、加入者の資格情報

を速やかに登録するため、各種報告書

等の「事前受付」を3月2日（月）から開始します。e-GOV電子申請による事前受付も可能です。ぜひご利用ください。

なお、この時期は電話が非常に混み合います。加入者等記号・番号や被扶養者認定を確認するための照会は、書類提出から標準処理期間である2週間経過後にお願いします。

- ②事務連絡先電話番号欄には、必ず本事業団へ登録している電話番号を記入してください。記入した電話番号と登録している電話番号を不合し、別の学校法人等への誤登録を防いでいます。

「発行が必要」にチェックをした人は、「資格確認書」を交付します。「発行は必要ない」にチェックをした人には、「資格情報のお知らせ」を交付します。

書類に不備があると、資格取得等の処理が遅れる原因となります。返送する場合もありますので、記入漏れ等のないよう十分注意してください。なお、「被扶養者認定申請書」にも同様のチェック欄を設けていますのでチェックをお願いします。

1日以後に該当者に渡してください。

①3月31日付の退職  
・「資格喪失報告書」  
・「任意継続加入者申出書」（※1）  
②4月1日付の採用等  
・「資格取得報告書」（※2）  
・「所属学校等変更報告書」  
・「被扶養者認定申請書」（※3）

- ※1 「任意継続加入者申出書」はe-GOV電子申請の対象外です。  
※2 短時間労働加入者用も含みます。  
※3 資格取得報告と同時申請の場合に限ります。
- ③事前受付の対象となる報告書等  
④「資格取得報告書」の記入  
⑤マイナンバーは学校法人等が確認し、正確に記入してください。

- ⑥「資格取得報告書」の提出上の注意  
⑦「資格喪失報告書」の提出上の注意  
⑧報告内容の訂正

あつたときは、必ず該当する訂正申出書により手続きをしてください。

なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。

⑨継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、引き続き被扶養者として認定しますので「被扶養者認定申請書」の提出は不要です（前任校が丙種校の場合を除きます）。

⑩「任意継続加入者申出書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日（退職日の翌日）から他の健康保険又は共済組合に本人として加入了場合は、「任意継続加入者資格取得報告書」又は「資格情報のお知らせ」が交付されることになるため、「資格取得報告書」「被扶養者認定申請書」に「資格確認書の発行要否欄」にチェックをお願いします。

⑪「資格確認書又は資格情報のお知らせ」  
⑫「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」（以下「資格確認書等」といいます）は個別封筒に入れて送付します。4月30日退職者は、退職日までは資格確認書等を使用して保険診療を受けることができます。退職後は資格確認書を直ちに回収し、本事業団に返納してください（資格情報のお知らせは返納不要です）。

- ⑬事前受付の報告書の内容に誤りがあるときは、再受付後の処理となります。
- ⑭継続資格取得者の資格取得処理は、前任校の資格喪失が確認でき次第の

場合は事前受付の対象外となります。

- ⑮「資格取得報告書」の提出上の注意  
⑯「資格喪失報告書」の提出上の注意  
⑰報告内容の訂正

3月31日退職者以外の「資格喪失報告書」の報告分は用紙を分けてください。

⑱「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定には審査を要するため、加入者の資格取得処理よりも遅くなる場合があります。

## 私学共済制度の加入者資格 Q&A

業務部 資格課

**Q1** 個人の意思等で加入や脱退を決めることはできますか。

**A1** できません。私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであります。必ず加入することになります。

（強制加入）。

そのため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

**Q2** 非常勤職員やパートタイマー等で採用した人については、加入者としなくてよいですか。

**A2** 採用形態や職種等で区別されません。私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされています。

正規雇用でない非常勤職員や、パートタイマー等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

**注** 加入者資格については、「事務の手引 令和7年版」22～34頁を参照してください。

**Q3** 非常勤職員やパートタイマーで

**Q5** 業団に届け出が必要ですか。  
国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

**A5** 国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

## 学校の設置・変更等をしたときの手続き

業務部 資格課

**Q6** 加入者が休職する場合、加入者資格を喪失することになりますか。

**A6** 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬が支給されなくとも加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します（「事務の手引 令和7年版」34～36頁参照）。

### ◎代表者・住所（法人・学校・連絡先等）を変更する場合

原則添付書類は不要です。複数の学校を設置している学校法人等が法人情報（代表者や法人所在地等）を変更するときは、一括処理しますので代表校から報告してください。

学校情報（学校所在地や連絡先住所等）の変更是、学校番号ごとに報告して下さい。手続きが遅れると資格確認書類等の郵送に時間を要する等、加入者が不利益を被ることがありますので、速やかに手続きをしてください。

なお、付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定园に移行したときは、私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。

学校法人等内の配属先によって、加入者資格の有無は区別されません。

そのため、加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります。

（私学共済法第14条）とされており、学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）とされています。

例え、病気で休職中の人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が継続中と認められる場合は、加入者資格を継続します。

しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は、加入者資格を喪失します。

なお、設置状況により必要書類が異なることがあります。詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼資格と掛金等▼学校等設置・変更にかかる手続き」をご覧ください。



# 特定保健指導の結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

福祉部 保健課

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する定期健康診断の結果を私学事業団へ提出することにより、実施したものとみなします。

## 令和7年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

令和7年度の特定健康診査の結果データ（7年4月1日～8年3月31日受診分）の最終提出期限は、**8年5月15日**です。定期健康診断が終了した学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果を提出してください。

最終提出期限までに特定健康診査の結果データを提出しなかった場合は、当該年度の情報提供通知や「特定保健指導利用券」を送付できませんので注意してください。

特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き」をご覧ください。

注 学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省

令（平成19年第1557号）第14条に基づくものです。

## ●学校の「健康経営<sup>(\*)</sup>」に役立ちます

提出期限までに特定健康診査の結果データを10人以上提出した学校を対象に「学校健康レポート」を作成しています。

このレポートでは、健診結果やレセプトデータに基づく教職員の健康状態や生活習慣の傾向を、学種や私学共済、他保険者との比較も含めてグラフ化しています。自校の現状を可視化し、より客観的に把握できるため、健康状態に応じた施策の立案や職場環境の改善に役立ちます。

こうしたデータに基づく取り組みは、健康経営を戦略的に推進し、生産性向上や離職防止にもつながります。さらに、健康経営に積極的な姿勢は学校の信頼性やブランド力を高める効果も期待できます。

学校健康レポートは、毎年5月下旬に送付する新年度の特定健康診査の実施通知に同封していますのでご活用ください。

## ●実施率の目標達成にご協力ください

後期高齢者支援金の加算基準を下回る実施率となつた場合は、本事業団が

負担する同支援金を追加して拠出することとなり、短期給付掛金の引き上げにつながる可能性があります。

定期健康診断後の結果データの速やかな提出及び特定保健指導対象者への利用勧奨は、実施率の目標達成に直結します。引き続きご協力をお願いします。

## 対象者のニーズに合わせた特定保健指導の利用方法のご案内

### ・予約方法

① 東京臨海病院のホームページ「健康医学センターのご案内▼私学共済加入者向けオンライン特定保健指導を行っています」のページから予約できます。

② (株)JMDcは対象者がPep UPに利用登録すると、特定保健指導のバナーが表示されます。当該ページより初回面談の予約ができます。

## 7年度特定保健指導利用券の有効期限

7年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**8年7月31日**です。有効期限

内に初回面談を受けるよう、対象者の利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に加入者資格を喪失した場合、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります。

② 東京臨海病院 健康医学センター  
電話：03（5605）8822  
時間：（平日）9時～16時半  
オンラインによる特定保健指導は、場所を選ばず気軽に利用できるため、利用者数が年々増えています。東京臨海病院や(株)JMDcにおいて行っています。

## ●「オンライン型」の特定保健指導

オントラインによる特定保健指導は、場所を選ばず気軽に利用できるため、利用者数が年々増えています。東京臨海病院や(株)JMDcにおいて行っています。

- ① SOMP Oヘルスサポート（株）
- 電話：03（5209）8553
- 担当：平尾・松村
- 時間：（平日）10時～12時、14時～17時

ただし、任意継続加入者になる場合は、特定保健指導の継続が可能です。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

**任意継続加入者への  
掛金納付通知書等の送付****①令和8年3月中に任意継続加入期間が満了する人**

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

**②8年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人**

3月上旬に、8年度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。口座振替の人には掛金額のお知らせのみ通知します。

**③8年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる人**

75歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月分までの「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕生月以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

また、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します（「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します）。

【業務部 資格課・掛金課】

**学校法人等の事務負担軽減のため  
口座振替・口座送金に変更してください**

掛金等や貸付金の定期償還金を払取扱票（払込通知票）により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出し、口座からの自動引き落としに変更してください。口座振替時の手数料は無料です。申込書は、私学事業団共済事業本部又はガーデンパレス共済業務課に電話又はFAXで請求できます。なお、掛金等と定期償還金は申込書が分かれていますので、それぞれ提出してください。

給付金等をゆうちょ銀行の払出証書で受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書<sup>DL</sup>」を提出し、預金口座での受け取りに変更してください。

【財務部 経理第二課】

**私学共済ブックを新規加入者向けの冊子として見直しました**

私学共済ブックは、令和6年1月発行の[2024・2025]版をもって全加入者への配付を終了し、新規加入者向けの冊子として見直しました。見直し後の私学共済ブックは3月中旬に私学共済ホームページで公開する予定です。詳細は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶広報刊行物一覧〕をご覧ください。

【広報相談センター 広報班】

**貸付けの申込締め切り日に  
注意してください**

3月2日（月）送金分は2月13日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日曜日又は祝日（振替休日）のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

**2月の共済業務スケジュール**

2日(月)	<b>掛金等</b> 12月調定納期限
6日(金)	<b>貸付</b> 送金
10日(火)	<b>貸付</b> 1月分定期償還期限
13日(金)	<b>貯金</b> 払込期限（必着）
20日(金)	<b>貸付</b> 3月2日送金申込・任意償還申出締め切り
24日(火)	<b>貯金</b> 送金
25日(水)	<b>貯金</b> 払戻・解約請求締め切り
27日(金)	<b>積立共済年金</b> 脱退出申出等締め切り
	<b>貸付</b> 3月23日送金申込締め切り

**3月の共済業務スケジュール**

2日(月)	<b>資格</b> 事前受付開始
6日(金)	<b>掛金等</b> 1月調定納期限
10日(火)	<b>掛金等</b> 1月調定口座振替（自振校のみ）
13日(金)	<b>貸付</b> 送金
	<b>貸付</b> 2月分定期償還口座振替（自振校のみ）
13日(金)	<b>貸付</b> 2月分定期償還期限
	<b>貯金</b> 払込期限（必着）
13日(金)	<b>貸付</b> 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り



## 宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。  
詳しくはホームページをご確認ください。



### GP 京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地  
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、2番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com/>

#### 四季彩プラン特別割引キャンペーン

人気プランの期間限定割引キャンペーンです。  
夕食は「京会席」、「フレンチ」、「京おばんざい会席」から選択可能です。

1泊2食（1名様） 12,000円

取扱期間：令和8年3月13日まで

- ・13,000円で「和洋折衷会席」をご用意します。
- ・朝食は定食（奇数日は和食、偶数日は洋食）です。
- ・別途、京都市宿泊税が必要です。



夕食（京会席イメージ）

### 京都白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201  
JR「京都」駅前市バスターミナルA-1番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅から市バス5号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

#### 本格京会席コース

宿泊プランは夕食のグレードにより3種類ご用意しました。  
早春の京都をぜひお楽しみください。

1泊2食（1名様）

13,800円・14,900円・16,100円（令和8年2月28日まで）  
15,100円・16,600円・18,100円（令和8年3月1日から）

取扱期間：通年（年末年始・繁忙期を除きます）

- ・夕食の内容により料金が異なります。
- ・別途、京都市宿泊税が必要です。



白河院庭園風景（京都市指定名勝）

## 融資事業のご案内

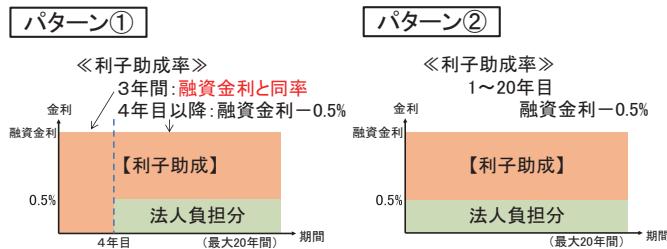
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

#### [イメージ図]



- ・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ・融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■主な事業と融資金利（令和8年1月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	3.30	2.70	2.10	1.90
寄宿舎などの建築・用地取得	3.40	2.80	2.20	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.10	(5.5年以内) 1.70

- ・返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- ・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

#### 問い合わせ先（私学振興事業部）

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866～7868  
Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)